

環境と産業の 未来のために

2003.12 Vol.11

No. **33**



No.33 CONTENTS

◆産業廃棄物処理事業優良化促進事業について

環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課課長補佐 小野 洋

◆第10回全国担当者会議開催

産廃振興財団

◆**講演**

不法投棄対策の今後の動向について

環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室長 橋詰博樹

香川県の廃棄物の現状について

香川県環境森林部廃棄物対策課長 西原義一

産廃振興財団NEWS



財団 法人 産業廃棄物処理事業振興財団



産業廃棄物処理業 優良化促進事業について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 課長補佐 **小野 洋**

1. はじめに

産業廃棄物の不適正処理問題に対応するため、これまで数次に渡り廃棄物処理法の改正が行われ排出事業者責任が強化されてきた。これにより、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択する動機付けを強め、結果として、悪質な業者が淘汰され、優良な処理業者が優位に立てる健全な市場を形成しようとするものである。このような好循環を実現すべく、産業廃棄物処理業界の構造改革が現在進行している。

他方、規制強化や多数の収集運搬業者の市場参入により、処理業者の経営環境は厳しさを増している。今や経営者の個人的力量に頼る時代から、企業としての組織強化を行い、時代のニーズに沿った新たなビジネスを切り拓いていくことが市場の中で優位に立つための必要条件と言える。

静脈サイドの資源循環ビジネスは、今年3月に策定された「循環型社会形成推進基本計画」でも指摘されているとおり、我が国における循環型社会の実現や、環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつとして、期待されている。

資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、環境省では、静脈サイドのみならず、動脈サイドも含めた産業廃棄物関係者の総力を結集して、将来の産業廃棄物処理業のビジョンや新たなビジネスモデルを検討・提示する事業（産業廃棄物処理業優良化促進事業）を本年度から開始している。

本稿では、この事業の概要を紹介するとともに、その期待される成果について述べてみたい。

2. 『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策

今年8月29日、環境省は、今後特に推進すべき廃棄物・リサイクル対策の方向性として、『『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策～不

法投棄の撲滅と安全な受け皿の確保～』を発表した。

その3つの柱は、次のとおりである。

- ①広域的な廃棄物処理に係る紛争へ国が自ら乗り出す
- ②不法投棄の撲滅と優良業者の育成
- ③循環型社会構築に向けた公共関与による施設整備の促進

2番目の柱にある廃棄物処理業者の優良化に関しては、『優良業者の育成～廃棄物処理業における経営環境・実態（処理料金など）の把握と健全なビジネスモデルの提示、排出事業者が優良業者を選択するための情報提供の実施、優良業者による高度な処理ルートの実立に対する規制緩和などの優遇措置』とした。

環境省としては、悪質な業者に対する徹底した規制強化と優良な業者に対する支援・優遇措置を車の両輪として進め、産業廃棄物処理業界全体の優良化を進めていく方針である。

3. 当面の進め方

議論の出発点として、「産業廃棄物処理業者の優良化」とは何を意味するのか。また、優良化促進事業の成果として何を指すのか。実はこの基本的な点についても関係者の考え方は必ずしも一致していない。マスコミ等においても、処理業者の優良化と言うと、即、「格付け制度」や「マル適制度」による業者のランク付けと捉える見方が多い。なるほど、このようなランク付けや優良業者選別のための仕組みは重要な検討課題ではある。しかしながら、この事業では、これに止まらず、「静脈産業市場を動脈産業市場と同じようにルールと情報公開に基づく、健全で自由な市場として形成し、資源循環ビジネスの振興を図ること」と幅広く捉え、検討を進めていきたい。

「優良化」あるいは「優良化事業」に対する関

係者の考え方や期待がまちまちの現状においては、まず、関係者・関係団体の意見交換を行う中で、共通して取り組むべき課題を明確化していく作業が不可欠となる。このため、現在、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が取りまとめ役になって、(財)日本産業廃棄物処理振興センター及び(社)全国産業廃棄物連合会の参画、さらには(社)日本経済団体連合会の協力も得て、処理業者、産業界、関係団体において事業の実施方針を定めるための作業を行っている。

今後主要課題ごとにある程度の論点整理を行った上で、より幅広い意見を反映するため、前述の団体に加え、学識経験者、自治体関係者、市民代表等もメンバーに加わっていただき、「資源循環ビジネス促進フォーラム(仮称)」を設置することを考えている。このフォーラムが事業全体の企画、進行管理及び取りまとめを行う場として機能する。

4. 期待される成果

具体的な調査内容や成果目標については、現在、関係者間で熱心な議論が行われているが、環境省としては、次のような事項について積極的な提言が得られることを期待している。

- ①産業廃棄物処理業者の経営実態について体系的な情報整備
 - ②資源循環ビジネス促進のための産業廃棄物処理業の将来ビジョン
 - ▶将来のマーケット動向の調査・分析・予測
 - ▶将来のマーケット需要に対応したビジネスモデル
 - ▶優良な業者やビジネスを支援するための具体的な方策
 - ③資源循環ビジネスを支える支援システム
 - ▶排出事業者・処理業者双方の資質向上のための教育・研修
 - ▶電子マニフェストの普及による透明性・迅速性の向上
 - ▶優良業者の選定に役立つ指標づくりと情報の公開・提供
 - ④産業廃棄物処理業者の優良化や資源循環ビジネスの振興に向けた関係者の協力体制の構築や共通認識の醸成
- すでに、循環型社会構築・温暖化防止両立型(廃

棄物からエネルギー再生)、動脈・静脈一体型(製造工程への廃棄物利用)、異業種連携型(再生利用の多段ネットワーク化)、広域ネットワーク型(広域流通・輸送システム)等の先進的なビジネスモデルが登場し始めており、これらがよい参考になるのではないだろうか。ただし、産業廃棄物を確実に適正処理する信頼の置けるビジネスであることが基本中の基本であることは言うまでもない。

また、優良業者を差別化し、インセンティブを与えることが重要である。このため、まず「優良業者」とはどのような業者かという指標づくりが必要であろう。その上で、「優良業者」に対する何らかの優遇措置を設けることができないか、また、業者が行っている情報公開や処理料金の透明化のための取組について、一定の判断基準を設けて評価を行うことができないか、などが大きな検討課題となる。

本事業の事業期間は、本年度からの3年間を予定している。ただ、3年後に初めて成果を出すというスタイルではなく、検討結果が得られたものから逐次施策としての展開を図り、「目に見える」事業としていきたいと考えている。

5. 今後の検討に向けて

産業廃棄物処理業者の優良化に本格的に取り組むのは環境省としても初めてのことであるが、実際に議論を開始してみて、排出事業者側のみならず、処理業者側からも本事業に大きな関心と期待をお寄せいただいている。

さらに、「『環境立国』実現のための廃棄物・リサイクル対策」の具体化に向けて、去る11月19日から中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において審議が開始されたが、その場においても、産業廃棄物処理の優良業者に対し、いかにインセンティブを与えるかが検討事項のひとつとなっている。

最後になるが、これから急ピッチで検討や取組が進むことになるので、(財)産業廃棄物処理事業振興財団を始め、関係者の一層のご努力とご協力をお願いしたい。また、処理業者の優良化には、選択する側の排出事業者の意識改革も不可欠であり、本事業への経済界の積極的なご参加とご協力をお願いしたい。

第10回全国担当者会議を開催

平成 15 年 10 月 30 日、31 日にかけて香川県高松市において、第 10 回産業廃棄物処理施設の整備促進及び産業廃棄物適正処理推進センターに関する全国担当者会議を開催しました。本年は、効率的な適正処理の推進、不法投棄未然防止のための技術処理や管理システム等を中心に話題提供と共に情報交換を行うこととしご案内したところ、全国の自治体、廃棄物処理センター等の担当者 131 名のご参加を頂き、また環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部適正処理推進室橋詰室長、香川県環境森林部多田部長はじめ関係団体など多数のご来賓をお迎えして担当者会議を開催することができました。

会議は 30 日の午後から始め、環境省橋詰室長から「不法投棄対策の今後の動向について」、香川県廃棄物対策課西原課長から「香川県の廃棄物の現状について」それぞれご講演を頂き（今号に内容を掲載）、その後、財団事業の紹介として「産廃情報ネット」と「エコパトロール事業」の説明を行いました。不法投棄防止と IT 化による監視パトロールの強化についての報告では、茨城県、栃木県、千葉県、静岡県、大阪府の各担当者から府県の実状と対策について詳細なご報告をいただきました。

会議終了後行った交流会には、大勢の人が参加

され、会議で質問できなかった方が講師の方と意見交換されたり、会場に設置した「エコパトロールシステム」の紹介コーナーでは機器を手にとってご覧頂くなど実際に即した PR をさせて頂きました。

翌 31 日は、A 班と B 班に別れチャーター船に乗って、A 班は豊島処分地から、B 班は直島環境センターからそれぞれ施設見学を行いました。乗船時間 40 分程度でしたが天候にも恵まれ、海が荒れることもなく無事に現場に到着することができました。豊島処分地、直島環境センターでは、それぞれ約 20 人ずつの 3 グループに別れて見学し、香川県等の担当者から現場の状況等について詳細な説明を頂きました。豊島廃棄物を積んだコンテナダンプトラックをそのまま載せて運べるフェリー型の専用輸送船で直島まで運び、直島に建設された中間処理施設で焼却・熔融処理するもので、本年 9 月に稼働したことから参加者も興味深く熱心に質問をされ、それに対して丁寧なご回答をいただくなど大変有意義な施設見学となりました。

最後に本会議の開催にあたり準備の段階から多大なご協力をいただきました香川県の関係者の皆様には厚くお礼申し上げます。



全国より 131 名が参加

不法投棄対策の今後の動向について



環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
適正処理推進室 室長 **橋詰 博樹**

平成 15 年 10 月 30 日香川県高松市において、第 10 回「産業廃棄物処理施設の整備促進及び産業廃棄物適正処理推進センターに関する全国担当者会議」が開催され、環境省 橋詰適正処理推進室長と香川県 西原廃棄物対策課長に講演をしていただきましたので、ここに内容を掲載いたします。

◇----

不法投棄の現状

最初に不法投棄の現状ですがこれは従前から発表しているものです。これは都道府県及び保健所設置市に調査をしていただき、毎年度、その年度に新規に発覚した産業廃棄物の不法投棄の件数とその量を集計しているものです。特別管理産業廃棄物は規模の如何を問わず、特管物以外の産業廃棄物については、10t 以上ということにしています。いわば 10t トラック 1 台分以上ということにしています。

平成 5 年度以降の数字を見ますと、増加傾向を示していますが、平成 10 年度以降は、若干の増減はありますが、約 1,000 件前後となっています。不法投棄の量については 30 万 t~40 万 t という線ですが、直近のデータとして平成 12 年度と 13 年度を

比べますと 40 万 t が 24 万 t、これで即断できるかどうかはありますが、明らかに減っています。平成 12 年度あるいはそれ以前の色々な対策が現れているのかなと期待しています。平成 14 年度のデータについては、早ければ年内、遅くとも年明けには公表できると思います。

不法投棄の量が 24 万 t ということですが、産廃の全体を見ますと、総排出量が 4 億 600 万 t で、色々な中間処理を行い、最終的に処分されているのが 4,500 万 t ということです。これに比べますと、0.5%。総排出量と比べますと 0.05% 位となります。これをもって多い少ないを比較するのはそもそもおかしいのですが、私は処分量の 0.5% というのは物凄い量だと感じております。いずれにしても、全体的な量の中で見ますと不法

投棄の量はそのような状況にあります。

その不法投棄の中身をもう少し見ていねいに見ますと、平成 12 年度と 13 年度の比較で示していますが、その 1,000 件 24 万 t の内訳ということですが、平成 13 年度を見ますと、件数のうち排出事業者 43%、無許可業者 15%、許可業者 6%、不明 34% となっています。量で見ましても、排出事業者 51%、無許可業者 19%、許可業者 8% となっています。世間的には何となく許可業者（廃棄物処理業者）が悪いように受け取られている向きもあるようですが、実際を見ますと、排出事業者が多く、相当の割合を占めているというのが実態です。これはここ数年続いている状態です。

投棄されている廃棄物の種類を示していますが、平成 13 年度

では、がれき類 35%、木くず 20%、その他の建設廃棄物 14% で建設廃棄物の由来するものが、3 分の 2 位を占めています。これは件数のデータですが、投棄量で見ても同じ傾向です。それ以外に廃プラ、金属くず、ゴムくず、燃え殻、汚泥といったものがあります。12年度も同じで、量的には建設廃棄物が非常に多い。

見方を変えて、不法投棄されたものの規模別の件数の内訳を見ますと、規模の小さいものが非常に多く、片や規模の大きい 5,000t 以上は非常に少ない。この 5,000t 以上を見ますと、経年的に件数、割合とも減ってきておりまして、平成 13 年度を見ますと、件数は 5 件、比率では 0.5% といった割合です。これを投棄量ベースで見ますと、平成 13 年度では件数では 0.5% ですが、量では 30% 以上を占めています。当然ながら件数の割には不法投棄を量で見ますと多くなっています。

◇――

原状回復の動向

次に、一番関心の高いのは、不法投棄された現場の原状回復がどうなっているかということです。平成 13 年度に発覚した 1,150 件 24 万 t がどうなったか。件数で見ますと、65% が原状回復されています。そのうち、投棄実行者によるもの 46%、土地所有者などによる 7%、排出事業者（実際の投棄者以外の者）5%、公共団体 7% となっています。いずれにしても、件数

で 65%、投棄量で 58% は、その年度内において原状回復に着手されたわけですが、他は着手されていない、中には投棄者がわからないものもあります。

平成 13 年度に原状回復に着手されなかったものの内訳ですが、がれき類、木くず、その他の建設廃棄物が出ていますが、不法投棄された廃棄物の内訳の中でも、建設系のものが 3 分の 2 位を占めていましたが、不法投棄原状回復に着手されていないものも同じように建設系の廃棄物が占める割合が多いということです。

その原状回復されてない事業について公共団体がどのように捉えているかということですが原状回復されてない 367 件について、環境上の支障の恐れがないというのが 202 件、行政代執行を検討中 9 件、地方公共団体としての事業を検討中 13 件、原因者が自主撤去の見込み 19 件、その他という内訳になっています。行政代執行の検討中、その他という中には、想像しますに都道府県あるいは保健所設置市で撤去に必要な費用負担、予算をどうするかが大きな懸念としてあるだろうと思います。その点につきましては、新しいものは 4 分の 3 の補助制度がありますし、今回は平成 13 年度の話をしており、違いますが、平成 10 年 6 月以前のものについても特別措置法により、従来よりも補助率が高くなったということになるわけです。

さらに解析を進めますと、平成 12 年度に投棄されたものに

ついて、12 年度中に着手できなかったものが、1 年経過して 13 年度にどうなったかといった推移を見ますと、1,027 件に対して、その年度（12 年度）では 316 件が残った、さらに 1 年後には 193 件が残った。残ったもののうち件数にして 3 分の 1 位は翌年度に着手されています。規模別に見ますと、平成 12 年度を見ますと、規模の大きい所の残り方は全体に対して多いのかなと見えます。恐らく、規模の大きい所の方が都道府県、政令市においても行政代執行なり、回復着手に費用的な面からある種の難しさがあるのかなと見ています。

ここまで不法投棄の現状について復習したところです。量的には少し減っている傾向が見られますが、件数はそれほど減っていないし、まだまだ不法投棄を撲滅して行かなければならない、そういう対象は非常に多いということです。

◇――

法改正と不法投棄

そういった中で本年 6 月に廃棄物処理法が改正されました。本年度の改正では、とくに未然防止関係で都道府県の調査権限の拡充があり、廃棄物であることの疑いがあるものの処理について報告聴取または立ち入り検査ができるということです。従来、廃棄物であるかどうかハッキリしないところについて実際には動き難い部分があったと思いますけれどこれにより動きがしやすくなりました。また、罰

則につきましても従来、不法投棄あるいは不法焼却そのものを直接的な罰則の対象としていたわけですが、未遂についても罰することとしました。また、罰金ですが、従来から産業廃棄物の不法投棄に関しまして法人には1億円とされていましたが、1億円の対象になかった一般廃棄物の不法投棄についても産業廃棄物と同様に1,000万円~1億円に引き上げました。それから国の関与の強化ということで、産業廃棄物に関し緊急時には環境大臣が報告聴取及び立ち入り検査を行える。また、国の責務の明確化ということで、広域の見地から地方公共団体の事務について調整を行うと共に都道府県の産業廃棄物行政の事務が円滑にされるよう職員の派遣などの措置を講ずるといことです。この辺がとくに不法投棄対策ということで強化されたところです。

◇----

原状回復の仕組み

今まで予防的などころを中心に法改正の話をしましたが、ここから原状回復に係わる仕組みの話をしてします。

不法投棄が発覚しました。そうしますと、都道府県知事などによる措置命令が下されます。原因者による原状回復が行われます。これが望ましい、期待されているところです。原因者がわからない場合あるいはわかっても資力がない場合、そういう場合には行政代執行せざるを得ない。結局、都道府県が費用負

担をしなければならないし、せざるを得ない。そこには行政代執行する上でのハードルがあるかと思いますが。そこで、産業廃棄物適正処理推進基金による財政支援のスキームを作っているところです。平成10年6月17日以降のものは、産業界からの出えんも受けて、補助率4分の3で事業を行っています。平成10年6月16日以前のものにつきましては従来3分の1というだけのスキームでしたが、今般の特別措置法により、有害物2分の1、その他3分の1に補助率が上がりました。

◇----

法改正と不法投棄

今年6月の国会で成立しました特別措置法の中身を説明します。平成10年6月以前に行われた不適正処分、特定産業廃棄物ですが、国民の産業廃棄物に対する不信感の象徴、こうしたことに対する責任の追求、行政として地域環境の保全を目的とした対応が必要であり、実際に不信感を解消する上で、自治体の地域環境保全対策が非常に重要であるという基本的な考え方に立ちまして、都道府県等は平成10年6月以前に不適正処分された産業廃棄物に起因する支障の除去など、「など」は支障の発生の防止ということですが、積極的に推進すること、10年間の時限立法ということで、平成24年までの間に計画的に実施しようということ。国は、基本方針を策定し、都道府県はそれに基づく実施計画を作るとい

ことです。その中に特定産業廃棄物を処分した者などの責任の明確化、また、都道府県が行ってきた措置あるいはこれから行おうとする措置の検証、都道府県が行政的にどういうことを行い、またどういうことを行おうとしているかということを確認する、こういう内容を含む実施計画を作ってください、それを都道府県などの環境審議会、関係市町村への意見照会を経て、環境省に実施計画案を提出していただき、環境省では総務省と協議をした上で同意することになります。同意しますと産業廃棄物処理事業振興財団が管理しています基金より、有害産業廃棄物の部分には2分の1の補助、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物につきましては3分の1の補助ということになります。

◇----

補助制度の仕組み

特別措置法による基金のスキームですが、国が産業廃棄物適正処理推進センター（産業廃棄物処理事業振興財団）の基金に対して補助を行う。このセンターの基金に対して、都道府県及び保健所設置市は協力要請を行う。これに対して有害廃棄物については2分の1、それ以外には3分の1の補助を行う。さらに事業の内訳を見ますと、基金からの助成が2分の1~3分の1、いわゆる補助裏の部分については、都道府県、政令指定市の場合には補助裏起債充当率70%が認められます。その起債については償還時に地方交付税が2分の

1 措置されます。従って、一般財源が 30%になります。保健所設置市の場合は、補助裏起債充当率 75%、同様に起債償還時には地方交付税が 2 分の 1 措置されます。

この方式で行きますと、例えば、都道府県、指定都市の場合ですと、有害廃棄物とそれ以外の廃棄物の割合によって補助率が変わりますので、一概にはいえませんが、仮に最大の場合ですと、有害廃棄物だけということになります。そうしますと 35%が都道府県の負担ということになります。

従来、特別措置法ができる前に平成 10 年 6 月以前の不法投棄について、財団基金による 3 分の 1 の補助制度があったわけですが、その場合には特例地方債の仕組みがなかったため、この補助裏については全額自治体で手当てしなければならなかったのですが、今回のスキームにより補助裏部分についてもかなりの援助ができるようになりました。これが大きな違いです。



基本方針と実施計画

特別措置法のスキームの中で最初にありますが、環境省が定める基本方針です。これは 10 月 3 日に策定し、官報で公表しました。全体としては長いものですが、概要を説明しますと「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向」ということで、過去に不法投棄などされた産業廃棄物については、今後 10 年間で計画的

且つ着実に取り組むこと、また、不法投棄などの行為者など（などの中には排出事業者が含まれます）、これに対して支障の除去などの処置を行わせることというのが基本的な考え方です。

第 2 番目としまして、支障の除去などの内容に関する事項、すなわちこれが都道府県などが作る実施計画の一番の中心になる部分ですが、実施計画の中では、特定産業廃棄物の種類及び量、そして最も合理的にその支障の除去を実施することができる処理方法の選択、また、不法投棄などの行為者等に対して行うべきであった措置及び今後行う措置の内容、つまり都道府県が行う行政的な内容についての過去の検証、そしてこれから先どうするかという今後の見通し、過去の分についてもし不十分な点があるとすれば、それに対して組織上あるいは個人の責任の明確化、こういうことも含めて書いていただくことになっています。それと、不法投棄の行為者などから徴収する費用の考え方の明確化ということです。結局、この部分は、不法投棄の原状回復の費用は当然、不法投棄の行為者などに払わせるのが大原則です。それがなかなかできない場合には行政代執行し、それに対して援助をするスキームではありますが、当然、特別措置法のスキームによって原状回復を都道府県が行って行く中でも、不法投棄の行為者等から求償することは厳に進めて頂かなければならないわけですし、それをどういうふうに進め、どう

いう金額が期待できるかというあたりを明確にして頂くという内容です。

その他この支障除去等の推進に際し、配慮すべき重要事項ということで、周辺的生活環境モニタリング、都道府県など相互の協力及び連絡調整、関係市町村、住民への説明、こういう内容です。こういったことを踏まえて実施計画を立案していただき、環境省と協議して頂き、環境省はそれを審査し、総務省との協議を経まして同意するということです。



原状回復予算の背景

これらに伴う基金の規模について話をします。さきほど申し上げましたように、平成 10 年 6 月以前の不法投棄につきましては、今回の特別措置法により補助裏部分についても財政的な仕組みが整うわけですが、それ以前から補正予算により、3 分の 1 の補助率で助成をしてきました。その中で、平成 14 年度まで 58 億円の基金があり、そのうちから 9 億 5,000 万円原状回復の事業補助金として援助してきました。14 年度末に 48 億円あるわけですが、これに特別措置法の成立に合わせて平成 15 年度には 30 億円の国の予算を計上し、78 億円が平成 15 年度現在での基金の額ということになります。もちろん 15 年度に支出していますので若干変わっています。また、平成 16 年度も 30 億円の予算要求をしています。

ここまでの、原状回復の仕組

みということですが。基本方針を10月3日に出しまして、それに基づきまして、関係するところできいろいろと準備が進められているところですが。既に、青森・岩手県境不法投棄事案につきまして、岩手県から県の環境審議会、関係市町村協議を経ました実施計画の案が提出されています。青森県、香川県でも準備が進められています。

以上が全般的な状況の説明です。

◇――当面の課題

硫酸ピッチ問題と対策

次に当面の課題について話を進めたいと思います。

最近、いろいろな不法投棄事犯の中で、いわゆる硫酸ピッチによるものが非常に件数が増えています。この問題について私もいろいろなことを考えていますが、この硫酸ピッチについてどういう問題なのか説明したい。

普通の軽油については、軽油販売時に軽油引取税が掛かりますが、これを脱税する目的で、A重油と灯油を混ぜて不正軽油を密造する、その時に出てくる副成物が硫酸ピッチです。ということかといいますと、正規の軽油ですと1㍻あたり32.1円の軽油引取税が掛かり、これを脱税しようという目論見です。A重油と灯油を混ぜますと性的にはほぼ軽油並のものができます。ディーゼル車など走らせるうえには特別に技術的な問題はないわけです。そうすると、税の側から見ますと、A重油と灯

油にはこういう税金が掛かっていないわけですので密造されます。そのため密造されたものと軽油を区分するためにA重油と灯油にはクマリンという識別剤を混ぜております。従って、A重油と灯油を混ぜて作った不正軽油には色が残ります。そうしますと不正密造した人は、色を残したままでは直ぐわかりますから色を取る、色を取るためには硫酸を入れて濾過すると色が取れます。一見正規軽油と同じような軽油ができます。その時にできるのが硫酸ピッチです。そこをコスト的に考えますと、硫酸を足したり、濾過したりと製造コストが㍻あたり10円位掛かります、正規軽油と同じ値段では売れないから10円位値引きしたとします、それでも約10円位の利益がでる。このように密造で脱税しようという目的ですので、硫酸ピッチを適正処理しようとは思わない。適正に処理しようしますと結構なコストが掛かりますので、逆にいいものですから硫酸ピッチを適正に処理しようというインセンティブが働かないものです。

ある事例を紹介しますと、ある所で2,600klの密造が行われました。これに㍻あたり32円を掛けますと8,300万円の脱税額になります。どういう構造だったか見ますと、法人Aが軽油の製造プラントを所有している、それは何かといいますと灯油とA重油を混ぜ、色抜きする硫酸を足すそういうプラントを持っている。それで軽油を密造し、

それを売る。法人Aが法人Bというダミーの会社を作り、密造した所が直接売らないで、ダミー会社をかませ、実際、誰が作り、誰が係わっているか非常にわかりにくくしている。これは一つの事例です。いろいろな事例があるわけですが、かならずしも法人Aが誰か突き止められない場合がかなり多いのが実態です。ここで出てくる硫酸ピッチが何処かに投棄されたり、長い間放置された状態になっている、これが見つかっても、これが何処で製造されたか、誰が製造したのかなか辿りきれないわけです。こういう構造で硫酸ピッチが発生するという事です。

軽油引取税は都道府県税ですが、この仕組みでは基本的には軽油、灯油と重油を混ぜる場合あるいは軽油と軽油以外の油を混ぜる場合には、混和などの承認を受ける義務があります。混和する時、混和して軽油を製造する時、混和した油を内燃機関の燃料として譲渡する時、取引する時、使う時には承認を受けるということが地方税法上は定まっているわけです。これに違反しますと50万円とか、20万円とかの罰金の仕組みがあるわけですが、実際密造している所を押さえて罪に問うということがなかなかできていないのが現実です。

量的な問題を見ますと、原油であるA重油なり、灯油60klに対し処理するための硫酸200l(ドラム缶1本)が添加され、軽油が59kl、硫酸ピッチがドラ

ム缶5本(1kl)できます。

このように1㍻あたり10円位の利益が上がることから、これを目指して不正軽油を密造し硫酸ピッチを不法投棄なり、長い間不法に保管するというケースが沢山あるわけです。それは当財団で行われている4分の3の補助事業の中でどうなっているか見ますと、建設廃棄物も一部ありますが、非常に硫酸ピッチの割合が多くなっています。別の平成10年6月以前の事業のデータを見ますと、硫酸ピッチなどはなく、燃え殻、廃油、建設廃棄物などで、このデータに比べますと近年、硫酸ピッチの割合が多い状況になっています。そういったことから、私どもも非常に危機感を持ってしまして、都道府県、保健所設置市に対して「硫酸ピッチは、脱税を目的とした不正軽油の製造過程で生じる廃棄物ですので、密造行為そのものの発生防止が基本ではありますがすけれども、硫酸ピッチの不法投棄事犯の頻発とその影響に鑑みまして、廃棄物部局においても警察、都道府県税、石油流通、危険物保安あるいは毒劇物管理の担当部局、関係機関と連携して情報の共有化を図って不法投棄の防止に努めて下さい」と通知文書を出しました。とくに、硫酸ピッチと気づかれずに保管されている場合もありますので疑わしいものを見つけた場合にはpHを測定するなどにより、硫酸ピッチかどうか判断し、もしそうであるならば特管物に当たりますので、pH1~2ということですので、至急適切

な対応、警察とも連携して適切な対応を取っていただきたい。折角見つけた硫酸ピッチが次の日に行ったらもうどっかに無くなっていったと聞いたことを聞きますのでそういうことのないように速やかに警察とも連絡を取りながら対応をいただきたい。更に、是非申し上げたいのは、硫酸ピッチが発見されますと、とくにそれが雨水に当たって亜硫酸ガスを発生したりしますので直ぐに対応しなければならないが、なかなかそれを適切に処理をできるところが、必ずしも多くないということもあり、それが処理のコスト高にも繋がっている部分もあります。廃棄物処理センターを使うことも考えていただき、速やかに且つできるだけ低コストで処理ができることをご検討いただきたいと思えます。

当面、廃棄物サイドでできることには限界があるわけですがさきほど申し上げましたように何といても税などの情報の共有が重要だろうと思っております。これは不正軽油対策協議会が都道府県毎に持たれていますが、税務部局が呼びかけて組織化されつつあります。保健所設置市も県との連絡を取りながらこういった場に入っていただき体制の整備を進めていただきたいと思います。中央レベルでは各省会議を持ちまして如何にしてもっと情報を共有化できるかといった話、また、石油流通部門では識別剤をどうするかといった検討もされているようです。当面、廃棄物としてでき

ることは、硫酸ピッチを発見した場合、逃げられない意味も含めて、適切に処理をさせるということですよ。



不法投棄と輸出入の問題

廃棄物の輸出入の問題、不法投棄とは違うのではないかと思われる向きもあるかと思いますが、いささか懸念していることは、硫酸ピッチだけに限らないわけですが、不法に輸出をすることもあり得ない話ではないわけですよ。廃棄物の輸出入は都道府県の方々は直接係わっておられませんで、環境本省の方で審査をしているわけですよ。場合によっては、情報提供をお願いしていますが、硫酸ピッチにつきましてもそういう恐れがありますので、われわれも意識を持ちながら対応していますが、都道府県におきましても、そういう可能性も含めて対応願えればと思っております。

廃棄物の輸出入につきましても、二つの法律があります。一つは廃棄物処理法、もう一つはバーゼル法(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)です。この違いは、バーゼル法では廃棄物処理法の廃棄物(無価物)以外のもの、有価物であっても使用済のものなどについて特定有害廃棄物と定義される場合があります。そういうものについては、事前に国の方で輸入国側に通告し、了解を得られれば、それを許可するという手続きを行うことになっています。

廃棄物処理法の廃棄物は有害の場合もあり、ない場合もありますが、これらの廃棄物は国内処理の原則ということから、事前にチェックをし、輸入国側で適正に有効利用される場合でないとは許可をしないという形を取っています。直接的には国が審査をしていますが、不法輸出もつまり適正な処理を経ずに行われる輸出もほとんど不法投棄と同じような意味を持つわけですので、わたしどもも一層力を入れていきますが、それと合わせまして皆様方のご協力もいただかなければならない部分だろうと思います。輸出する前には国内での流れがあり、輸入された後には国内の廃棄物になりますので、情報交換を一層密にしていきたいと思っています。

◇――

不法投棄の撲滅へ

環境立国実現のための廃棄物リサイクル対策、いわゆる政策パッケージといっていますが、環境省の今後の廃棄物対策推進の方向を示したもので、8月に明らかにしたものです。大きく3本柱になっていまして、①広域的な廃棄物処理に係る紛争へ国が自ら乗り出す、②不法投棄の撲滅と優良業者の育成、③循環型社会構築に向けた公共関与による施設整備の促進ということです。いずれも出席されている方々と係わりが深い部分が多々あるわけですが、申し上げますと、環境省による環境パトロール、環境Gメンという言葉はいささか仰々しいですが、環

境省の組織の一部に地方環境調査官事務所が全国に9カ所あります。廃棄物処理法の改正によりまして、緊急の場合に係わるということもありますので、この12月から環境省の本省、地方環境調査官事務所がもっと働けるような体制整備をしています。また、不法投棄の撲滅、取り締まりの強化、優良業者の育成、電子マニフェストの普及促進、車両へのステッカー表示の義務付けなど準備を進めています。硫酸ピッチについては関係省庁との連携、さらに、施設整備の促進では、公共関与による産業廃棄物処分場などの整備を進める、こういうことを行うことによりまして、具体的な目標を掲げています。

さきほど申し上げましたように、毎年1,000件位発覚する不法投棄のうち、とくに大規模事犯、ここ数年で見ますと10～15件程度ですが、量的には非常に大きな割合を占めていますので、とくに5,000tを超えるような大規模のものについては5年以内に何とか無くそうと目標を掲げています。そのために大きくなる前に、エコパトロールなど色々な手法を活用しながら早期発見、そして対応、それを通じて不法投棄全体の撲滅を目指そうということです。このように大規模のものをターゲットに据えながら進めると不法投棄が逆に小規模化して行くということも考えられない話ではない。重ねてお願いになりますが、10t以下の規模の小さいものについても把握しているものがありま

したら報告いただくようお願いいたします。今後も10t以下のものについても集計を続けて行こうと考えていますので是非お願いしたいと考えています。

◇――

新しい課題・木くず対策

先日、ある所で木くずを大量に保管している所で、火事が起きたケースがあります。調べて見ますと、木くずをたい肥などのリサイクル用と称して大量に保管しており、しかし、調べるとその用途に使えるとは思えないというようなものがあり、それが火事を起こしたケースです。必ずしもこの部分に十分注意が払われていないように見受けられますので、そういう実態を調査させていただいています。まだ集計を終わっていませんが、追って状況をお知らせし、対策の充実をお願いしたいと考えています。また、実際の対策を考えますと木くずですので、結局、焼くという方法を取ることになります。そうすると、処理センターにお願いするケースもあるでしょうし、そういうことも含めまして一つの新しい課題として今後見て行かなければならないのではないかなと思っています。

わたしどもも色々な体制を整備しながら、不法投棄の撲滅を進めていきたいと思っています。今後一層の皆様方のご協力をお願いする次第であります。

有り難うございました。

香川県の廃棄物の現状について



香川県廃棄物対策課
課長 西原 義一

◇――― はじめに

紹介いただきました香川県の廃棄物対策課長の西原です。

橋詰室長さんから硫酸ピッチとか不法投棄とかの話聞きながら、今は不景気なのかなと思っています。このような事案が発生するのは恐らく不景気であり、脱税しようということでしょうけれど、実は昭和 57、8 年頃、香川県で、軽油引取税の滞納処分の事件が起こりまして、それを思い出しました。この滞納が当時 10 数億円生じまして、これは脱税という形ですが、当時、不法投棄にまでは思い至りませんでした。財政課で交付税を担当していましたので、税金は減る、交付税の積算上軽油引取税は基準財政収入額に入っており、収入としてカウントされるため、交付税の額がそれだけ減るといってダブルパンチを受けました。そういった中で、このような事案が結果的には地方公共団体に大きく影響す

る話ですので、単に環境部局だけでなく、税部門、財政部門と色々な部門が関係してくると思います。県全体でこのような問題に取り組んでいく体制が必要ではないかと思いました。

明日は豊島、直島を見ていただきますが、この豊島の不法投棄が大きくなったのが昭和 58 年から 60 年代前半にかけてでした。その頃は国も財政的には厳しくて、ゼロシーリングが始まった頃です。途中、平成に入ってバブル景気がありましたが、それ以前は非常に景気が悪い状況でした。そういった意味で、今、景気の悪い中で、不法投棄の問題がやはり大きくなっているのだなと思っています。

◇―――

自動車リサイクル法への対応

不法投棄問題については、産業廃棄物だけでなく一般廃棄物についても県の方に苦情とか相談がきますので、両方をみることとなります。そういった中で、

産業廃棄物の不適正処理が中心にはなるのですが、不適正な処理を発見していく中で、一般廃棄物の発見も多くあり、基本的には市町村にお願いすることになりますが、どうしても指導面で県の方に行ってくださいということも結構あります。

自動車リサイクル法が 16 年度から実質的には始まることとなりますが、17 年 1 月からは自動車の所有者、購入者がリサイクル料金を払う仕組みになります。リサイクル料金とか処理料金を事前に払うという制度ができることにより、廃自動車の処理が多分進むということになるのですが、それに合わせて、現在放置されている廃自動車をどうするかの議論をしています。県も予算編成が本格的になりますが、予算計上とか含めてどうするか、なんとかしなければなりません。各県でも考えておられることがあればお聞きしたいと考えています。

例えば、我々が思っているの

は、新しく買うときや車検時にリサイクル料金を払うものについては、そのお金を一部貰うのもよいとは思いますが。しかし今放棄されており、どうしても撤去していくものがある場合は、できるだけ市町村と協力して、撤去する事業を進めればと思っています。路上に放棄されている自動車には協力金制度もありますが、所有権の話とか廃棄物であるかどうかの認定など、いろいろな調査が必要であり、なんとかしたいと考えています。



ブローケン・ウインドウズ

予算編成の議論の中で、「ブローケン・ウインドウズ理論」の話が出ました。これはどういう理論かといいますと、米国の心理学者ですが、ニューヨークで犯罪が多い、大きな犯罪が多い、これを何とか払拭したいということでどうしたらよいかを検討した中で、小さい事件を徹底的に無くする方策を取った。地下鉄のおびただしい落書きを消したり、軽犯罪を徹底的に取り締まることにより、凶悪犯罪が減少したのです。例えば、自動車を1台路上に放置しておいた。1週間は目立たなかった。そこで窓を壊してみた、すると車の中の物は盗られるし、壊されるしと自動車自体はボロボロになったということです。そういうことを踏まえて、一つの小さなことから、結局大きなものに、まあ皆がしているからいやというような心理状態が働くと思うのですが、そういった

ものが働き、大きなものになっていく、そういうことなんだろうと思います。ですから我々も不法投棄で、香川県では豊島問題という大きな不法投棄事件もありましたが、その前提として、これからは小さいヤツをやっつけていくということを考えなければならぬのかなと思っています。

そういった意味で、廃自動車の話もリサイクル制度が始まる前、初期段階でできるだけ取っ払って綺麗な状態にしておくというのがよいのではないかと考えています。そういったことを全国的にも取り組んでいただければよいなと思っています。



香川県の廃棄物の現状

香川県は、全国で1%県といわれていますが、廃棄物の量は1%になっていません。

一般廃棄物に関しては40万t位排出しています。全国的な推移と同様に推移していますが、できるだけごみの排出量を減らしていくことが必要と思います。一般廃棄物に関して、平成17年度の目標値を定めていますが、非常に厳しくて排出量は目標に近づいていません。リサイクルの率については増えています。

産業廃棄物は、年間240万t程排出しています。各県と同じようにがれき類、家畜糞尿、汚泥の3種類で全体の8割位を占めています。平成17年度の目標を定めていますが、すでに平成13年度、14年度は推計値ですが、248万tとほぼ目標値に達して

いますし、最終処分量も目標値どおりになってきています。5年ごとに事業所別に調査をしています。平成5年と10年を比べますと平成10年の方が減っており、バブル景気が終わり景気が悪くなってきた状況です。景気の状態としては、平成10年度と13、14年とはあまり変わっていません。最終処分量は減っていますが、排出量的には変わっていません。統計的にはGNPと比例しているようです。そこで循環型社会の形成に向けて排出抑制自体を進める必要があると思っています。量的に見ますと、香川県の場合、排出量240万tが最終的には29万tの最終処分量となっています。

県内の最終処分場の残余年数ですが、豊島問題が起きました平成3年頃は2~3年位でしたが、民間業者の管理型の処分場ができ、現段階では、安定型で6年、管理型で10年程度となっています。少し余裕ができましたが、処分場はなかなかできませんので大事にしていかなければならないと思っています。排出抑制は当然、リサイクルも進めて行きたいと思っています。

減量化の目標は、一般廃棄物、産業廃棄物ともに22年度を目標年度と定めて、17年度の当面の目標に向かっていっていますが、産業廃棄物に関しては目標にほぼ近づいています。これも景気状況によっては変わってきますので、そういうことを踏まえて、新たに廃棄物処理計画自体も見直しの時期に入っているなどと思っています。その際には、

廃棄物の不法投棄だけでなく、そもそも論として廃棄物の排出抑制とか減量化を推進すべきだと思っています。すなわち、産廃、一廃にかかわらず、ごみ減量化の普及啓発とか消費者行動の促進とかを継続的に進める必要があります、それと合わせて、排出抑制とか再生利用への支援ができないかと考えています。ただ、産廃の関係でどこまで支援するのかというのが難しいと思っています。

また、リサイクルの推進がありますが、一般廃棄物では資源ごみの収集、資源化システムの整備、再生利用施設の整備促進を進めています。産業廃棄物では、リサイクル製品の認定制度を2年前に作りました。リサイクルしたものを消費してもらうことが企業にとっては大切であり、そうしなければリサイクルの誘因効果にはならないと思います。できるだけ製品を買ってもらうにはどうしたらよいかということで、できるだけ後押しをしよう、それで認定製品制度を作り、PRするといったことをしています。副産物関係とか下水汚泥については、セメント工場に送るといった形でリサイクルを進めています。また、豊島の廃棄物を処理したスラグも来年度から県の公共工事で使おうということにしています。



不適正処理の防止対策

不適正処理防止で何を行っているかですが、産業廃棄物について、指導監視機動班を設けて

います。元々、本課と各保健所がありそれぞれ監視指導していたのが豊島問題発覚前の段階ですが、その後、一本化して本課で集中的に監視機動を行おうと2班体制で、なおかつ警察から派遣していただき監視する体制を敷きました。平成14年に環境管理室を出先に作りまして、本課体制から切り換えました。これは早期発見、通報を踏まえて、できるだけ早く現地に行くためには現場に近いところに室がある方がよいだろうということで作りました。そういった体制で、現在県の職員が直接指導監視する形で環境管理室を4カ所設置し、本課とともに動いています。

また、不適正処理防止連絡協議会を作っております。県だけで監視指導することはできませんので、警察とか市町村とかが連絡を密にする必要があります、そういった意味から作ったものです。なおかつ環境管理室ごとにも関係の協議会を作っています。さらに、電話による通報、夜間休日パトロール、合わせて環境監視員ということで一般県民の方に協力をいただいています。

新たな試みとしては、産業廃棄物の処理過程の追跡システムの構築を行い、カメラと携帯端末、要するにGPSを使ってきちんと廃棄物が処理されているかどうかを実験的に追跡し、それが効果があれば普及しようとしています。今年は、県営住宅の解体ごみ、県立病院からでた医療廃棄物がどう動くかを試験的に行っています。まだ、調査中であり、その結果が出て、どう

対応するかということになります。不法投棄に関しての個別の対応はそういった形で進めていけばよいわけですが、もう一つ我々がこれから進めていく必要があるなと思っていますのは、国の方に要望もしていますが、循環型社会に向けた制度に切り換えていただくべきではないかということです。

さきほど申し上げましたが、自動車リサイクル法で前払いと後払いの両案がありましたが、知事をはじめとして前払いの提案をし、経産省等に理解いただき前払いシステムになりました。家電リサイクル法は平成18年が見直し時期ですが、できるだけ不法投棄が起こらないようにするということでは、大変でしょうけれど前払い方式に切り換えてもらうことが必要かなと思っています。容器包装リサイクル法も同様でして、今、デポジット制度の研究を進めています。

また、産廃税についての検討も進めています。既に11県で導入されていますが、香川県でも税を取ることににより、リサイクルとか発生抑制の誘因にすること、財源の調達も含めて検討しています。

デポジットのところで言い忘れましたが、基本的には「拡大生産者責任」を徹底してもらいたいことも国に要望していきたいと考えています。

それと、循環型社会関係では産業廃棄物問題で、県外の産業廃棄物をどうするのか議論になりました。豊島問題が起こった際に、その原因が不法投棄では

ありますが、もの自体は県外からの産業廃棄物だったということから、大量に持ち込まれるのは困るということで、基本的には県外からの産業廃棄物は持ち込ませない方針を取ってきました。豊島の処理に際しまして、この処理で全てリサイクルしていくという中で、採算性の話もあり、県外から持ち込んで一緒に処理するエコタウン事業を検討することになり、完全にリサイクルする考え方で、県外からの持ち込みは認めようという形で検討が進みました。しかし、その歯止め策として罰則を設けるべきだということから、議員提案で現在の条例ができました。これは結果的には、循環資源といえますか、そういったものを入れてリサイクルすることになりましたので、良かったのではないかと考えています。ただ、単に埋め立てるため持ち込むのはダメですよという原則は変わっていません。



情報交換の重要性

最後になりますが、資源循環の促進、適正処理の推進において、「連携」ということが必要ではないかということです。行政間の連携もありますし、処理主体間の連携もあるでしょうし、香川県の場合、産廃税もデポジットも4県と連携して取り組みをしませんかと話を進めています。また、デポジットについては、関西圏の方とも一緒に進めませんかということで兵庫県とも相談しているといった状況で

す。そういった中で、これからの進め方として、各県が情報を交換しながら連携していき、大きくは循環型社会の構築、そして不法投棄の撲滅といった形で協力していきたいと思っています。ちなみに、廃棄物対策課という名前が古くなってきて、全国的に見ますと、20数県が廃棄物対策という名前ですが、だいぶん循環資源といえますか資源循環といえますか、そういう言

葉の課の名前も出ています。私どもも廃棄物の対策だけでなく、循環資源の対策に切り換えてもよいのではないかと私個人的には思っています。組織的にどうなるかは来年以降の話ですが、考え方としては、単に目先の廃棄物を処理するというだけではなく、大きくは資源循環という中で係わりを持って担当していたらどうかなと思っています。

廃棄物の減量化目標

(単位：万t/年)

区分		10年度	14年度	17年度	22年度
一般廃棄物	排出量	38.4	39.4	36.9 (4%減)	35.2 (8%減)
	再生利用量 【率】	49 【13%】	74 【19%】	87 【24%】	86 【24%】
	最終処分量	8.2	7.0	4.7 (43%減)	4.1 (50%減)
産業廃棄物	排出量	240.7	248.3	250.4 (4%増)	251.8 (5%増)
	再生利用量 【率】	107.8 【45%】	161.5 【65%】	141.6 【57%】	141.5 【56%】
	最終処分量	64.0	29.0	30.1 (53%減)	30.0 (53%減)

(注)()内は10年度比

発表

(財)産業廃棄物処理事業振興財団

全国担当者会議でエコパトロール事業を発表

当財団は国から産業廃棄物適正処理推進センターの指定を受けて、不法投棄防止対策に係る総合的な事業に取り組んでおり、10月30日に開催された全国担当者会議において「エコパトロール」事業について発表しました。

エコパトロールを既に導入し

ている栃木県、静岡県、千葉県には、導入後の効果等を、大阪府と茨城県には、どのような効果を期待してエコパトロールの導入を検討しているか等について発表していただきました。

ご来場の皆様方には熱心に聴講していただきありがとうございます

た。今回の発表でエコパトロールの必要性、有効性等について認識を高めていただけたものと思います。今後は、導入に向けて具体的なご検討を頂けますようお願いいたします。

各県からの発表の内容を掲載致します。

①茨城県 猿田忠義氏

茨城県からは、不法投棄対策の専門家の不足という実状をエコパトロールにより解決することを検討しているとの発表を頂きました。

○専門家が全ての現場に出向くことは困難である。
ノウハウの少ない担当者が不法投棄等の現場から事務所に電話で状況を伝えてくるが言葉では説明しきれない。

○エコパトロールを導入して位置情報、地域情報、写真情報を電子台帳で管理することにより専門家のノウハウを活用して早期の対応等が可能になる。これにより判断の遅れや無駄な作業の防止ができることに期待して導入に向けた検討をしている。



壇上右より、大阪府（本條秀樹参事）、栃木県（丸山利一主任）、静岡県（渡邊光喜副主任）、静岡県（稲葉利和主幹）、千葉県（永野兼夫副主幹）、茨城県（猿田忠義係長）、当財団（鈴木繁樹部長）

デモンストレーションを行う

会場では、エコパトロールのデモンストレーションを行い不法投棄現場等で使用する携帯情報端末（PDA）、デジタルカメラ、全地球測位システム（GPS）と、事務室で使用する参照端末について画面の説明を行い、また操作を体験されて、多くの方々にご関心を持って頂くことができました。



②千葉県 永野兼夫氏

不法投棄量、件数が全国的に見て多い、千葉県からは電子台帳での情報管理と出先部署との情報共有が必要でありエコパトロールを導入したことについて発表して頂きました。

○電子データ化について導入を検討したところ、数千万円の開発費用が必要であることが判明し

③静岡県 稲葉利和氏 渡邊光喜氏

静岡県からは、不法投棄対策の課題、不法投棄の未然防止対策として検問時のエコパトロールの活用、エコパトロール導入の予算化について発表して頂きました。

○富士山麓で増加している不法投棄は夜間、早朝、休日に発生して悪質かつ巧妙化している。発見が遅れて対応が後手にまわっているため未然防止対策として、エコパトロールを導入した。

○高速道路で夜間検問を実施して manifests の有無、廃棄物の種類、許可車両かどうかをチェックしている。現場へ出向くときは携帯情報端

④栃木県 丸山利一氏

栃木県からは、行政の事案管理の重要性と、エコパトロール導入の効果について発表を頂きました。

○処理業者の中には廃棄物を多量に保管して計画倒産する等の事例がある。これらを防止するためには、処理業者に定期的に立入検査をして、その指導内容等を履歴として管理しておき、必要なときはすぐに取り出せるようにしておく必要がある。

⑤大阪府 本條秀樹氏

大阪府からは、排出事業者責任の追及と他県との情報交換としてエコパトロールの必要性について発表を頂きました。

○排出事業者への原状回復責任を追求するため、警察から行為者の逮捕と排出事業者の特定に関する協力を得ている。その結果、全国で初めて

発表のまとめ 当財団 鈴木部長

○廃棄物処理に係る法改正により、適正処理に向けた政策効果が一部で顕在化しており、現状は第2段階にあると考えている。

○第1段階は、取り締まりの強化により処理業界において許可取消の増加、新規許可件数の減少、小型焼却炉の廃止等により業の休廃止等の構造改革が進んだこと。

○第2段階は、行政管理のあり方が問われるよう

※最後に全国の都道府県等において、エコパトロールを導入していただき、不法投棄等対策が一層強化されて原状回復支援事業との円滑な連携が図られることを期待しています。

た。国が整備して費用が低廉なエコパトロールが候補になり、導入した。

○事案や経過管理内容の電子台帳化と、10の出先機関との情報の共有をはかることを目的に本年11月エコパトロールを導入・活用することとしている。

末(PDA)を常時携帯し、現場で情報センターのサーバ内の情報を検索・閲覧して車両の許可情報等を入手することにより、検問時の不審者への尋問に対して情報武装が可能になった。

○予算化は、部の重点施策である不法投棄防止対策について県・環境審議会からPDAシステムを導入すべきとの答申を得た。

○PDAシステムを独自に開発しても他県との連携が出来なければ応用が効かない。予算化においては、県間の情報共有を可能とするエコパトロールの導入について財政の理解を得た。

そのためには、エコパトロールによる電子台帳での管理・活用が必要であり、これによりタイムリーかつ的確に対応していくことが可能になる。

○エコパトロールにより出先事務所と本課の間で情報交換がスムーズに行えるようになったため、出先事務所からの情報により違法業者に対して、早期に対策を講じることができた。

排出事業者へ原状回復の措置命令を発出した。

○広域的な不適正処理事案の対策としては、近畿圏の関係府県が情報共有することが必要である。早期に解決を図るためにはエコパトロールの活用が有効であると判断して、検討を進めている。

になり、行政はエコパトロール等による監視パトロールを充実しつつあること。

○最終の第3段階は、行政による排出事業者責任の追及が厳しくなると予想される。

排出事業者は、廃棄物、車両、情報を一体管理をしなければ適正処理を確保できないことと、措置命令の拡大により排出事業者が対象になることについての再認識が必須になるであろう。

処理業者に対する IT の積極的活用を推進

1. 産廃情報ネットとは

産廃情報ネットは、産廃に関する専門サイトである。処理業者許可情報検索、リサイクルネット、掲示板、各種情報、そしてエコパトロールなどを包含するものである。

産廃情報ネットの中心となる機能は、処理業者の許可情報検索機能である。この機能は、廃棄物処理法改正に伴う排出事業者責任に呼応して開発したものである。平成 11 年度の厚生省補助金 3 億円を受けて構築した。その後さまざまな機能を盛り込み発展してきた。

産廃情報ネットは、産業廃棄物の適正処理の推進を目的としたものである。委託先の処理業者で事故があった場合でも、排出事業者責任が追及されるほど、排出事業者の責任は非常に重いものになっている。しかし、適切な処理業者を選ぶための情報がない状況においては、排出事業者の責任を果たすことは困難であると指摘されてきた。このことに対する回答が産廃情報ネットである。

また、産廃振興財団の設立の目的の一つに、処理業者に関する情報提供が規定されているが、これに沿うものでもある。

2. 許可業者検索システムについて

排出者責任の基本は、適正な処理業者を選び、適正な費用で委託することである。しかし、排出者が適切な処理業者を選択しようとしても、処理業者の情報を入手することがむづかしく、排出者責任を全うすることが困難であるとされてきた。そこで排出者責任を果たすための手段として、許可情報検索システムを構築した。

このシステムの命は、許可データの正確性である。当初は、処理業者が自身でインターネットを通じて自らの許可情報のメンテナンスを行うこととしていた。しかし、処理業者におけるインターネットの普及状況からして、この方法には限界があることがわかった。昨年より都道府県市からデータの提供をお願いしている。自治体には、今後とも一層のご協力をお願いする。

産廃情報ネットの特長は、だれでも、いつでも、無料で、処理業者の許可情報を見ることができることである。排出事業者が、処理業者を探し、処理業者の状況について確認するために利用されている。毎日約 1000 件ものアクセスがある。

しかし、問題もいくつかある。まず都道府県市提供データであ

る。各自治体は、許可情報をパソコン等で管理されているが、自治体における許可データ管理の方法が揃っておらず、産廃情報ネットへの取り込みにかんがりの労力がかかる。また、自治体から提供されるデータの中に、かなりのエラーデータが含まれていることである。今後は、自治体データの管理について、環境省にも提案して参りたいと考えている。

3. リサイクルネットシステム

リサイクルネットシステムは、広域リサイクルを実現するものである。これは、環境事業団が開発したもので、当財団がその運用を引き継いで今日に至っている。

リサイクルネットの目的は、県境を越えたリサイクルを推進することである。しかし、これに参加する事業者などは、県行政の緩やかな管理を受ける仕組みとなっている。これにより、秩序だった適正なリサイクル推進が達成される。また、このシステムはリサイクル取引を把握する機能、事業者にもメールを送る機能などを備えており、事業者と行政のコミュニケーションを促進する。

すでに (財) 栃木県環境保全公社が栃木県内の事業者を対象

にリサイクルネットを展開している。また、ひょうごエコタウン支援会議が12月に運用開始する予定であるほか、新潟県が来年1月から導入することとしている。

リサイクルネットシステムは、県境を越えたリサイクルを目的とするものゆえ、多くの都道府県で導入されることが必要であり、当財団は、今後も普及に努めて行くつもりである。

4. その他の機能

その他の機能として、エコパトロールや、掲示板などの機能がある。エコパトロールはインターネットとは接続していないが、財団のIT事業の一環である。不法投棄防止、処理施設監視などのためのシステムであり、財

団としても重点的に売り込みを展開している。不評な部分の改善も行っており、今後の発展が期待できるものである。

産廃情報ネットに対するユーザーの評価が現れているものとして、掲示板に注目したい。廃棄物のあらゆることについて、活発な議論が展開されている。テーマ別や、クローズドサークルなどの開発を検討したい。

5. 総括

産廃情報ネット(IT事業)は、財団の中心業務の一つである。適正処理のカギは、処理業者の情報開示と位置づけているからである。特に、処理業者に対するITの積極的活用を推進する必要があると考えている。

当財団は、「処理業者の優良

化」を検討しているところだが、このテーマにおいても産廃情報ネットを位置づけて参る予定である。以前に検討した「産廃処理業者の格付け」についても、「優良化」と併せて産廃情報ネットの活用を検討することしたい。

処理業者の発信したい情報項目、排出事業者の必要とする情報項目は、常に変化する。これに適応できる柔軟なシステムに改善して行かなくてはならない。

重ねて、各都道府県市には、許可データの提供をお願いする。また、処理業者に対して、産廃情報ネットに協力するよう指導をお願いしたい。リサイクルネット、エコパトロールの導入宜しくご検討を頂きたい。

編集後記

師走を迎えました。今年も廃棄物問題は多くのところで、多くの人達で、その減量化、排出抑制、適正な処理とリサイクルの促進が語られ、実行されてきました。それを更に進めるために制度的な改革も進められました。その中で、今年の大変な変革は廃棄物処理法の改正、特定産業廃棄物特別措置法の制定が上げられます。改正法の施行は12月1日から始まり、特定産廃特措法の基本計画は既に明らかにされ、関係都道府県では実施計画の策定が進められてい

ます。原状回復への対策も徐々にスピードアップするものと期待されま

す。最も、それ以前に不法投棄防止対策が効果を上げなければなりません。当財団では、10月30、31日に香川県高松市で、恒例の全国担当者会議を開催しました。この開催内容、特に不法投棄対策問題を財団ニュースで取り上げました。橋詰博樹環境省適正処理推進室長の不法投棄の現状、その分析、助成措置である財政手当ての仕組み、これからの対策を

内容とした幅広い解説、また、香川県の西原義一廃棄物対策課長の香川県の廃棄物の現状を背景にした不法投棄対策に取り組む現場からの活動状況の講演内容を紹介しました。さらに、議事として提案された①産廃情報ネット、②エコパトロール事業についてもその概要を紹介しました。不法投棄の原状回復の推進、不法投棄防止対策の最先端情報を掲載しております。産業廃棄物関係者にとって必読の書と自負しております。

皆様方にはよいお年を

産廃振興財団NEWS

2003.12 Vol.11 No.33

発行日 平成15年12月20日

発行人 太田 文雄

発行所 財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町2丁目6番1号

堀内ビルディング3階

TEL. (03) 3526-0155

FAX. (03) 3526-0156

URL. <http://www.sanpainet.or.jp>

印刷 (株)環境産業新聞社

